

東松山市立まつやま保育園『休日保育』の利用について

◎ 休日保育が利用できる方

以下のすべての要件に該当する場合です。

- (1) 市内に住所がある満1歳から小学校就学前までの児童で、認可保育所、認定こども園（保育所機能部分に限る。）及び小規模保育事業所等の地域型保育事業所に入所している児童。
- (2) 支給認定子ども（1号認定を除く。）
- (3) 保護者が勤務の都合等により、家庭での保育が困難であること。

◎ 利用できる曜日と時間について

曜日：日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法第178号）に規定する休日。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

利用時間：午前8時30分から午後5時まで

※ 1週間のうち、平日及び土曜日の利用と合わせ、6日間の利用の範囲に限ります。

◎ 食事（昼食）について

お弁当をご持参ください。おやつ及び飲み物も同様です。

◎ 定員：7人

◎ 常備薬を服用させる対応はできません。

利用登録・利用予約・問合せ

東松山市役所保育課

電話番号 0493-21-1407（直通）

受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

1. 利用登録（保育課において、随時受付）

- (1) 利用は登録制となっていますので、必ず、事前登録をお願いします。
- (2) 登録の際は、以下の書類等をご提出ください。登録は無料です。
 - ① 休日保育利用登録申請書
※ 「健康保険証」又は「こども医療費受給資格証」のコピーが必要です。
 - ② 休日保育送迎者登録票
※ お子さんの写真と送迎者の写真が必要です。
 - ③ 食物アレルギー疾患生活管理指導表等（個別対応食の必要がある方のみ。在籍する保育所等に提出したもののコピーでかまいません。）
 - ④ 休日においても児童の保育ができないことを証明する書類
（就労証明（調査）書【休日保育事業用】、診断書等）
- (3) 登録の有効期間は、登録日から当該登録日の属する年度の末日までです。
※ 登録の受け付けは、保育課窓口で行います。
※ 医療機関から交付される食物アレルギー疾患生活管理指導表等は、有料（保護者負担）となる場合があります。

2. 利用の申請等について

【利用日の5日前までに行うこと】

- ◎ 利用の予約をしてください。
 - ① 予約は、利用希望日の属する月の2か月前から受け付けますので、利用希望日の5日前（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午後5時15分までに、保育課へ直接提出してください。
 - ② 予約申込みは、1か月ごとにまとめて行うことができます。
 - ③ 先着順となります。既に定員に達している場合は、お受けできませんので、予めご了承ください。
 - ④ 予約申込みに当たっては、登録番号、氏名、年齢をお話しの上、利用予約をしてください。
 - ⑤ キャンセルする場合には、必ずご連絡ください。
次の方がお待ちになっていますので、よろしくをお願いします。

5. お迎えの際には

午後5時までには退室できるよう、ゆとりをもってお迎えに来てください。

6. 利用予定の変更について

提出した『休日保育利用申請書』の利用日時等に変更が生じた場合は、速やかに市役所保育課に連絡するとともに、休日保育の利用を辞退する場合は、『休日保育利用辞退届』を提出してください。